

1 月定期 松本市いじめ問題対策調査委員会

日 時 令和7年1月29日（水）

10時30分～12時00分

場 所 大手事務所3階 教育委員室

会 議 概 要

会 議 事 項

(1) 2学期までのいじめに係る情報交換

事務局より資料1～資料4について説明

- ・ 令和5年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果（全国における、いじめの認知数、いじめの態様 等）
- ・ 令和6年度 上半期（4月～9月）におけるいじめ・体罰等の実態調査について（松本市における いじめの認知数、男女別内訳、発見のきっかけ、相談状況、いじめの態様）
- ・ 令和6年8月改訂 いじめの重大事態の調査に関するガイドライン

(2) 意見交換

- ・ いじめに関して様々な相談があるが、問題の解決を急ぐあまり、十分な事実認定や背景把握、振り返り等が不十分なまま、当人同士の謝罪の機会を迎えてしまうことにより、心情的にも納得がなく、以後の人間関係に影を落とす事案が散見される。学校側が事案を把握した初期の段階で、子どもたちから十分に話を聞くことが大切である。
- ・ 相談があった事案の中で、いじめを理由に子どもが学校に行きづらくなった場合に、いじめを受けた子どもと学級担任とのパイプが切れてしまうものがある。被害を受けた子どもから十分に話を聞くことができない状態になると、問題が深刻化・長期化する。学校と被害を受けた子どもとのチャンネルを作っておくことが大切である。
- ・ 子ども同士の問題が保護者同士の感情問題に発展する事案も多い。そのような場合に、学校から、「以後は保護者同士で話し合ってください」と言われ、どのように問題を解決していったらよいかわからなくなったという保護者の意見もある。学校はどこまでかかわっていくのか、保護者とよく話し合うことが大切だと思う。
- ・ 自身の感情のコントロールが難しいお子さんが、手を出したり、暴言を言ったりするなどの行為から、いじめや不登校へ深刻化する事案もある。傷ついた子どもへのケアが進められることは当然であるが、加害行為を行ってしまった子どもへのサポートや成長に寄与する支援があまりなされていないと感じている。
- ・ 学校はいじめを認知した際に、認知した以後の対応については詳細に検討し、記録を残しているが、事案発生以前で行為の背景となることへの調査が薄いように感じる。背景を十分に掘り下げることで、学校の対応はより適切なものとなっていくのではないかと思う。初期段階での情報収集がとても大切ではないかと思う。

- ・ いじめを認知した以後、学校は関係する子どもたちから話を聞くと思うが、子どもたちへの調査の機会をなるべく少なくすることが重要であると思う。子どもたちの心身に対して過度なストレスをかけることは望ましくない考える。
 - いじめを受けた子どもの被害申告の内容が固まっていないまま調査を進めると、後から、「実はこんなこともあって…」という話が出てきて、調査が長期化する。先ほどの話にもあったが、初期段階で被害を受けた子どもから被害申告をすべて聞き出し、被害事項を確定させることが重要である。
- ・ 一保護者、親として、子どもが学校でつらい目にあって帰ってきたとき、どういう言葉をかけてあげて、どういうふうに話を聞いてあげたらいいのか、親としての初動はとても大切だと感じている。
- ・ いじめの事案が起こったときに、担任の先生の負担というものがとても大きくなってしまっている。子どもは担任の先生であっても、何でも話せるという子もいれば、他の先生なら話せるという子もいる。学校は、担任の先生がいじめの解決に向けてすべてを抱え込むということではなくて、担任の先生以外の先生も解決に向けてかわっていける環境があるとよいと思う。